

国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、民間企業等に再就職することは禁じられておりませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

■再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職させたい者の名前や職歴などの情報を企業側に提供したり、企業側に受け入れ可能なポストや待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、在職中に求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職目的で自分の名前や職歴などの情報を利害関係企業側に提供したり、利害関係企業側に職務内容や待遇面などの情報を照会すると違反となります。

■元の職場への働きかけの規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています(ただし、原則として退職後2年間に限ります)。

☆各企業へのお願い

企業の皆様におかれても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電話:03—6268—7660～7668

URL:<http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

企業等の方

OBのAさんが、次の仕事を探しているみたいです。
【①他の国家公務員OBの情報提供】

（許認可でお世話したしな...）
3月に退職するので雇ってくださいね。
【②利害関係企業等への求職活動】

利害関係企業等の方

国家公務員

禁止行為(例)

国家公務員

うちの企業への処分を軽くしてくれないか？
【③元の職場への働きかけ】

再就職した国家公務員OB

禁止行為(例)

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 TEL 083-772-0625

〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

第24号

発行日
平成28年10月14日



目次

■雇用保険の適用拡大等について ■1日公庫のご案内	1
■労働情報 山口県の最低賃金	2
■労働情報 社会保険の加入対象 ■経営計画作成アプリのご案内	3
■内閣府からのお知らせ	4

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出(※4)してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

(※1) 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

(※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。

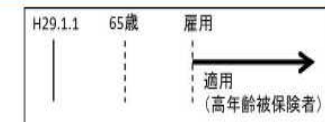
(※3) 被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

(※4) 提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



お知らせ

◆今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。

◆年間に2回の発行を予定しています。

1日公庫のご案内

年末資金に向けて11月15日に1日公庫を開催します。支店長が当日に融資を決定します。詳細は後日各事業所にお知らせします。

■労働情報②（第3号被保険者の場合）

平成28年10月1日から
厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！
（社会保険の適用拡大）

1. 何が変わるのですか？

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入の対象ですが、平成28年10月からは週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます（社会保険の適用拡大）。※対象は従業員501人以上の会社です

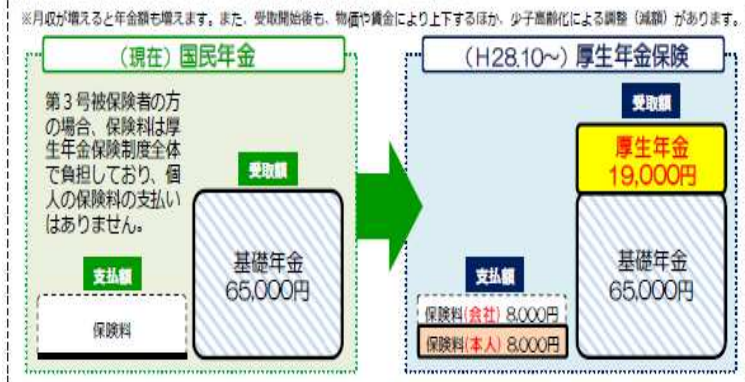
2. 加入する（適用になる）メリットは？

① 将来もらえる年金が増えます

全国民共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。

モデルケース（月収88,000円）	保険料	増える年金額（目安）
40年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額19,300円／年額231,500円 × 終身
20年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 9,700円／年額115,800円 × 終身
1年間加入	月額8,000円／年額96,000円	月額 500円／年額5,800円 × 終身

<保険料と年金額のモデルケース（40年間加入）> ※金額は月額



② 障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます

厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に、「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合も、ご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

③ 医療保険（健康保険）の給付も充実します

ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料（上記モデルケースでは、月額4,400円）で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）。

3. どんな人が新たに加入することになるの？

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、以下をご確認ください。

Q1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？

- 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- 現在、学生である。（夜間、定時制の方は除きます）
- 雇用期間が1年未満の予定。（更新の可能性がある方は除きます）
- 現在、70歳以上である。（健康保険は75歳以上なら該当となります）
- 勤め先の会社の従業員数（正社員など）は、500人以下である*。

*正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。

YES

NO

Q2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。

YES

NO

Q3 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば「時間給×Q2でみた労働時間×52週÷12か月」で計算します。

YES

NO

厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります

4. その他気を付けておくべきポイント

- ・社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、年収130万円未満であっても、上の加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。
- ・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当（家族手当等）の支給要件については、その会社にお問い合わせください。
- ・厚生年金保険・健康保険の加入手続はご自身の勤め先の会社を通じて行いますが、配偶者の健康保険の資格喪失の届出は配偶者の会社を通じて行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社に申し出てください。

新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

■労働情報①

山口県の最低賃金が改定されます。

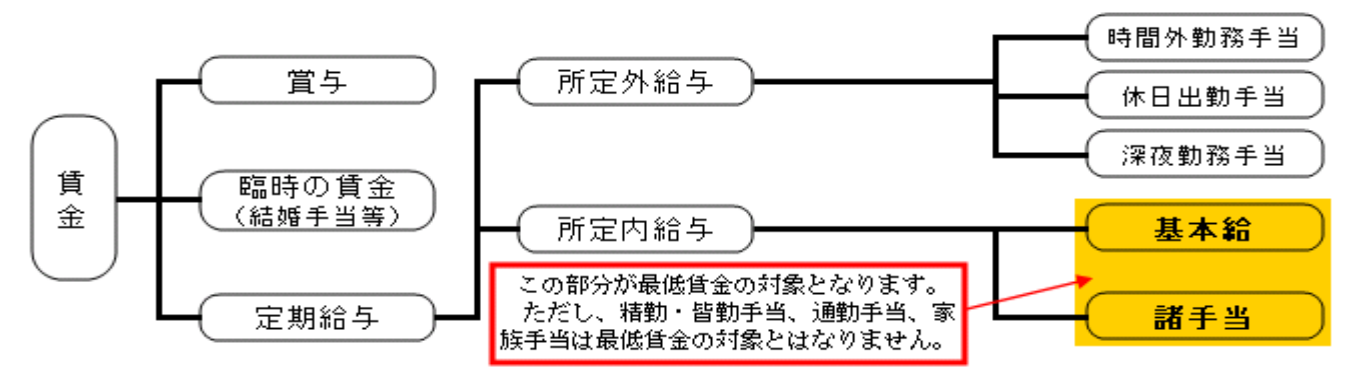
最低賃金には『地域別最低賃金』と『特定（産業別）最低賃金』とあり、今回改定されるのは地域別（山口県）最低賃金です。

最低賃金の名称	最低賃金額	効力発生の日	山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
	1時間		
山口県最低賃金	753円	28.10.1	

最低賃金Q&A

Q1. 最低賃金の対象となる賃金は？

A1. 毎月支払われる基本的な賃金が対象となり、具体的には以下の表を参考にして下さい。



Q2. 最低賃金額以上かどうかのチェックの仕方は？

- A2. ① 時間給の場合 時間給≥最低賃金額（時間額）（山口県の場合は10月1日以降は753円）
- ② 日給の場合 日給÷1日の所定労働時間≥最低賃金額（時間給）
- 【計算例】 8,000円（日給）÷8時間（1日の所定労働時間）＝1,000円＞753円

- ③ ①、②以外（週給、月給等）の場合 （最低賃金を満たしています）
- 月給額×12ヵ月÷年間総所定労働時間≥最低賃額（時間給）

【月給制の場合の計算方法 例1】

月給	130,000円
年間労働日数	260日
労働時間／日	8時間

（130,000円×12ヶ月）÷（260日×8時間）＝750円＜753円

【月給制の場合の計算方法 例2】

基本給	110,000円
職務手当	25,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	20,000円
計	160,000円
年間労働日数	250日
労働時間／日	8時間

最低賃金の対象となる賃金は 160,000円－（5,000円+20,000円）＝135,000円

となり、この金額を時間額に換算し、最低賃金と比較すると

（135,000円×12ヶ月）÷（250日×8時間）＝810円＞753円

（最低賃金を満たしています）

④ ①、②、③が混在している場合

基本給が日給制、各手当（職務手当等）が月給制のように混合している場合は、それぞれの式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金（時間額）とを比較します。

Q3. 最低賃金の周知義務は？

A3. 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

☆最低賃金額を調べたい方は「あなたの賃金を比較チェック」で検索してください。

【経営計画作成アプリ『経営計画つくるくん』をしよう！】

経営計画書とは、企業の事業内容や経営状況を振り返り、将来の事業目標の達成のため、経営資源（従業員、資金、情報、資産）をどう活用するかを取りまとめたもので、ビジョンと経営理念を実現するための道具です。

「経営計画つくるくん」は簡単操作で、経営計画書の下書きが出来上がります。また「経営計画の大切さは理解しているが、どうやって作成すれば良いか分からない」方のために開発された経営計画作成アプリです。以下の3つのメリットがあります。

- ①経営計画作成
→経営計画作成に必要な時間は最短わずか30分。経営計画の作成経験がなくても選択肢から選択や、最小限の文字入力で簡単に経営計画が作成できます。
- ②基礎学習
→経営計画を作成するうえで必要な基礎知識をクイズ形式で、楽しみながら学習することが出来ます。
- ③外部連携
→作成した経営計画の最終仕上げや集計するため、Excel形式で出力する機能も搭載されています。



詳しくは、経営計画つくるくん 検索